

## 建設工事等に係る「汚水」の排出を規制しています

- 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」において、建設工事による排水についても規制が適用されます。

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第123条、規則別表第15より

1. 建設工事に伴う排水を川や海などの公共用水域に排出する場合は、次の基準を守ってください。

項 目	基 準
1 外観	異常な着色又は発泡が認められないこと
2 水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下
3 浮遊物質	120ミリグラム／リットル
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5ミリグラム／リットル

2. 基準を超える汚水が発生する場合は、沈殿槽等を設置し、基準に適合するように処理してください。
3. 基準に適合しない汚水を公共用水域に排出し、生活環境に影響を及ぼした場合は、罰則が適用されることがあります。

- 塗装作業で発生した汚水が原因の河川事故が頻発しています。下記の事項に十分留意してください。

- ◇ 用具の洗浄廃水や余った塗料を側溝に流さないでください。側溝などから河川に流出することになります。
- ◇ 不慮の塗料流出を防止するため、塗料容器は雨水のかからない場所に保管するなど、管理に留意してください。
- ◇ 塗装工事を委託でおこなう場合は、受託者にも事故防止に努力するよう周知してください。

- 事故が発生した場合はその拡大防止に努めるとともに、速やかに環境保全課まで、ご連絡ください。

八王子市環境部環境保全課 環境改善担当  
電話 042 (620) 7255 FAX 042 (626) 4416